

労働基準関係法令違反に係る公表事案

奈良労働局

最終更新日：令和4年2月28日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
高田ゴム工業（株）	奈良県大和高田市	R3.3.5	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第107条	ロール機の掃除作業時にロールの回転を停止させず掃除を行わせたもの	R3.3.5送検
エフエム西大和（株）	奈良県生駒郡三郷町	R3.6.21	最低賃金法第4条	労働者1名に対して、奈良県最低賃金額以上の賃金を支払わなかったもの	R3.6.21送検
天理集成材（株）	奈良県天理市	R3.6.21	労働安全衛生法第14条 労働安全衛生規則第130条	木材加工用機械作業主任者に、木材加工用機械を取り扱う作業を直接指揮させていなかったもの	R3.6.21送検
（株）巴山土木	京都府久世郡久御山町	R3.9.14	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第107条	掃除中回転刃を停止した際、操作室に鍵を掛け、あるいはリモコンに表示板を取り付ける等していなかったもの	R3.9.14送検
（株）奈良保健衛生社	奈良県奈良市	R3.10.18	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第147条	空き缶プレス機の加圧部分に、インターロック式の戸、両手操作式の起動装置等の安全装置を設けなかったもの	R3.10.18送検
斉藤商事（株）ステーションリーB2イオン桜井店	奈良県桜井市	R3.11.4	最低賃金法第4条	労働者1名に対して、奈良県最低賃金額以上の賃金を支払わなかったもの	R3.11.4送検
（株）伏見建築事務所	奈良県生駒市	R3.11.8	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第518条	高さ3.4mの梁に防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等の措置を講じなかったもの	R3.11.8送検
（株）エムテック	奈良県葛城市	R3.11.18	最低賃金法第4条	労働者7名に対して、奈良県最低賃金額以上の賃金を支払わなかったもの	R3.11.18送検 R3.12.24不起訴
（株）北川鉄工所	広島県府中市	R3.12.7	労働安全衛生法第31条 労働安全衛生規則第655条	請負人の労働者に足場を使用させるとき、高さ2メートル以上の作業場所に作業床を設けていなかったもの	R3.12.7送検
（有）一弘建設	大阪府大阪市	R3.12.7	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第563条	足場における高さ2メートル以上の作業場所に作業床を設けていなかったもの	R3.12.7送検
小林プラント工業（株）	和歌山県和歌山市	R3.12.7	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第563条	足場における高さ2メートル以上の作業場所に作業床を設けていなかったもの	R3.12.7送検
共立鋼板	奈良県北葛城郡王寺町	R4.1.6	労働安全衛生法第61条 労働安全衛生法施行令第20条	玉掛け資格を有しない労働者をつり上げ荷重1トン以上のクレーンの玉掛けの業務に就かせたもの	R4.1.6送検
（株）タケイ	兵庫県西宮市	R4.2.25	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第532条の2	サイロ内の碎石に埋没する危険があったにもかかわらず、要求性能墜落制止用器具の使用等をさせなかったもの	R4.2.25送検